令和3年第2回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

令和3年2月10日(水)午後2時00分 我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

1番 田 村 星 寿 2番中野 栄 三 須 清 一 3番 嶺 岸 勝 志 4番 5番 大 井 栄 一 6番 大 炊 三枝子 川村泉治 7番 成 島 誠 8番 博 9番 宮久保 勝 10番 根 本

4. 出席事務局職員

 局
 長
 増
 田
 浩四郎

 次
 長
 大
 井
 一
 郎

 農
 地係長
 富
 塚
 隆
 則

 農政課主査長
 廣
 瀬
 弘
 忠

 農政課主任主事
 永
 井
 美
 穂

5. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画(案)について

議案第4号 農地法の規定による許可を要しない土地の証明願について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する 専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する

専決処分について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 農地の使用貸借権の解約通知について

報告第5号 農地法第3条の3の規定による届出書について

三須清一会長 ただいまから、令和3年第2回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、委員10名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立 しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

7番 成島誠委員

8番 川村泉治委員

よろしくお願いいたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の富塚係長を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、御審議いただく案件は、議案第1号から議案第4号までの合計4議案についてです。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」1件。

議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」所有権移転が1件、新規設定 1件、再設定5件、中間管理機構1件の合計8件。

議案第4号は「農地法の規定による許可を要しない土地の判定について」1件です。 以上で議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」審議したいと思います。 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和3年2月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、説明をいたします。議案資料も1ページからとなります。

申請地は、〇〇〇地先の登記地目畑、現況地目田1筆、面積は2,583平方メートルです。 所在地は、〇〇〇〇〇北西側約178メートルに位置しています。位置図は、議案資料 の4ページを御覧ください。

譲受人は○○の農業者で、譲渡人も○○の方です。農業経営規模を拡大するため、自宅から近く、耕作に便利な農地の賃借権を設定するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第1号について、調査結果を報告します。

譲受人、譲渡人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

譲受人の経営耕地面積は、自作地のみ1.15へクタール、農業従事日数は、本人が年間200日、妻が150日です。農業用施設、大型農業用機械等一通りそろえています。

経営農地については全て効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質 疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号については原案どおり許可することに決定いたしました。

三須清一会長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和3年2月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、説明をいたします。議案資料は7ページからとなります。

申請地は、〇〇字〇〇〇地先の登記地目畑、現況地目雑種地1筆、面積は350平方メートルです。

譲受人は株式会社ジェネシスジャパンで、譲渡人は〇〇〇〇〇の方です。申請地で中 古車等の資材置場として使用されているため、賃借権の設定を追認することについて御審 議いただくものです。

譲受人、譲渡人とも農地法を熟知していないため、農地法の許可を得ずに利用したもので、始末書を提出していただきました。議案書資料の13ページになります。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第2号について、調査結果を報告します。

譲受人、譲渡人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

現地調査では、雨水等は敷地内に自然浸透させ、施設は柵で囲い施錠し、防犯防災に努めるとのことです。隣接農地所有者からは、事業内容を説明し「意見は特にありません。」でしたが、今後何かあった場合は対応するとのことです。

農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしておりますが、現地調査では、境界が水路側に越境していることから、第2調査会ではこれを是正させるため、全員 一致で継続審議との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の質疑に入ります。

第2調査会では継続審議との結論に至りましたが、御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

継続審議することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(举手全員)

挙手全員と認め、議案第2号については継続審議とすることに決定いたしました。

三須清一会長 次に、議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 「農用地利用集積計画(案)の決定について」。

下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画(案)について決定を求められているので、この会の意見を求めます。

提出日、令和3年2月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案の説明に入る前に、農地中間管理事業の推進に関する法律が改正され、令和元年11月1日付をもって施行されました。これにより、農地中間管理事業による農地の貸借手続が一部簡素化されることになりましたので、農政課担当より説明させていただきます。

廣瀬弘忠農政課主査長 農政課の廣瀬と申します。よろしくお願いいたします。

農政課より説明をさせていただきます。

今回より、農地中間管理事業の事務手続について、事務の迅速化を図るため一括方式に よる手続に変更いたしました。

一括方式について御説明させていただきます。今までは、農地を中間管理機構に貸すための集積計画とその農地を耕作者に貸す配分計画を別々に二段回の手続が必要でしたが、 一括方式では、あらかじめ貸し借りの相手を決めて申し込んだ場合に、集積計画と配分計画を作成する地権者、園芸協会、耕作者の三者の権利関係を一本化して一括で決定し、手続を簡略化するものです。

一括方式の流れとしては、市で農用地利用集積計画を作成し、千葉県園芸協会で意見聴取、千葉県で同意後に、農業委員会総会において審査決定をしていただき、市公告通知後、権利の設定となり、今までの手続と比べ1か月ほど事務手続期間が短縮されるものと考えております。

農政課からの説明は以上になります。

事務局 それでは、議案の説明をいたします。

議案書は3ページから、議案資料は28ページからとなります。

整理番号1番、所有権を移転する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は3,000平方メートルです。権利の設定を受ける者は、有限会社今井興業ライスセンターで、権利を設定する者は〇〇〇〇〇の方です。売買金額は全体で〇〇万円です。

整理番号2番、使用貸借権を設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目畑2筆、合計面積は1,592平方メートルです。借受者は帝人ソレイユ株式会社で、貸付者は〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は無償です。

整理番号3番、賃借権を再設定する農地は、〇〇〇地先の地目田3筆、合計面積は6,237平方メートルです。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。借受期間は6年間、借賃は10アール当たり〇万円です。

整理番号4番、賃借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は1,190平方メートルです。借受者は〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。借受期間は6年間、借賃は10アール当たり〇万円です。

整理番号 6 番、賃借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目畑 5 筆、合計面積は2,442平方メートルです。借受者は〇〇〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。借受期間は1年間、借賃は〇〇、〇月1回、〇、〇〇〇円から〇、〇〇〇円相当です。

整理番号7番、賃借権を再設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇〇地先の地目田、現況地目畑3筆、合計面積は980平方メートルです。借受者はNPO法人手賀沼トラストで、貸付者は〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は10アール当たり〇万円です。

整理番号8番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は5,007平方メートルです。権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会で、転貸を受ける者は〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第2調査会長から、議案第3号の調査結果についての報告を お願いします。

大井栄一調査会長 議案第3号整理番号1番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受

地を含め約32.98ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間270日、妻が45日、父が253 日、母が100日です。農業用施設、大型農業機械等を一通りそろえています。

続いて、整理番号2番の借受者の経営面積は、借受地のみで約0.72ヘクタールです。農業従事日数は、社員2名がそれぞれ年間180日、230日、業務委託契約者3名がそれぞれ100日が2名、35日が1名、障害者7名が230日です。トラクター、耕運機、草刈り機等をそろえています。

続いて、整理番号3番の借受者の経営面積は、借受地を含め約9.10ヘクタールで、農業 従事日数は、本人が年間250日で、妻が200日、子が60日です。農業用施設、大型農業機械 等を一通りそろえています。

続いて、整理番号4番の借受者の経営面積は、借受地のみ約0.44ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間155日、妻が51日です。トラクター、農用自動車等をそろえています。

続いて、整理番号5、6番の借受者の経営面積は、借受地のみ約0.50ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間366日、妻が30日です。農業用施設、トラクター、管理機等をそろえています。

続いて、整理番号7番の借受者の経営面積は、借受地のみ約2.17へクタールで、農業従事日数は、年間250日です。田植え機、草刈り機等をそろえています。

続いて、整理番号8番の借受者の経営面積は、借受地を含め約27.78ヘクタールで、農業従事日数は、本人、妻と子が年間280日です。農業用施設、大型農業機械等を一通りそろえています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では、権利の設定を受ける者の経営 農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている ことから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。 以上です。

三須清一会長 これより議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」整理番号1番から8番に対する質疑に入ります。

なお、○○委員が転貸を受ける者となっております。

○○委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき、議事参与の制限があります。

それでは、議案第3号整理番号1番から7番に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

議案第3号整理番号1番から7番について、決定することに賛成の委員は挙手をお願い します。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号1番から7番は原案どおり決定することとしました。

次に、議案第3号整理番号8番に対する質疑に入ります。

○○委員は、先ほど申しましたとおり議事参与の制限がありますので、退出していただ きます。

(○○○委員、退出)

これより議案第3号整理番号8番に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

議案第3号整理番号8番については、決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号8番は原案どおり決定することとしました。

○○委員を入室させてください。

(○○○委員の入室を確認)

三須清一会長 次に、議案第4号「農地法の規定による許可を要しない土地の判定について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 7 ページをお開きください。

議案第4号「農地法の規定による許可を要しない土地の証明願について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和3年2月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

申請地は、〇〇字〇〇地先の登記地目畑、現況地目宅地1筆、面積163平方メートルの

土地の判定です。

当該地は、以前から宅地となっており、農地としての利用には適さない状況です。なお、国土地理院が撮影の平成6年11月4日付の空中写真で確認したところ、宅地の状況である 旨確認できました。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第4号について、調査結果を報告します。

第2調査会で現地調査を行い審議しました。

現地確認では、倉庫が建っており、宅地となっていることが確認できました。

第2調査会では、議案第4号は全員一致で非農地と判断しました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第4号に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

中野委員。

中野栄委員 この場所は、昔鶏舎が建っていなかったですか。

三須清一会長 事務局、説明お願いします。

事務局 所有者本人に確認したところ、もともと〇〇〇〇〇の自宅の田んぼ側に乾燥機などを置いていたのですが、住宅がかなり張り付いてきて、苦情があったので、今回の申請地に48年頃移転したと聞いております。鶏舎ではなかったと思います。

中野栄委員 その前ですかね。何かあの辺に鶏舎があったような気がするんですが。ちょっとかなり昔の記憶なんで、曖昧なんですけれども。たしか何か建っていたような、多分鶏舎を壊して建てたのかな。ちょっと定かじゃないんで申し訳ないのですが、そのような記憶がちょっとあったもので。

三須清一会長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(举手全員)

挙手全員と認め、議案第4号は原案どおり決定することとしました。

三須清一会長 続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは、報告いたします。

報告は、第1号から4号までの4件です。

報告第1号は、「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、2件受理しました。届出事由は、宅地1件、駐車場1件です。

報告第2号は、「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、2件受理しました。届出事由は、2件とも自己住宅です。

報告第3号は、「農地法第18条第6項の規定による通知について」で、20件受理しました。届出事由は、合意解約が1件、中間管理事業への移行が19件です。

報告第4号は、「農地の使用貸借権の解約通知について」で、1件受理しました。届出 事由は、土壌改良に時間を要するためです。

報告第5号は、「農地法第3条の3の規定による届出書について」、2件受理しました。 届出事由は、いずれも相続です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 報告第1号から5号について、何か御意見がありましたら挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和3年第2回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。

この会議は、真正であることを認めて署名する。

会 長

署名人

署名人